

県民まちなみ緑化事業（第5期） 「高質な都市緑化」認定基準について

- 注) ・緑税の延長については、県民緑税条例の一部を改正する条例が9月議会に上程され、10/2付けて改正条例可決、10/3付けて改正条例が公布、施行された
・なお、第5期事業の実施は、令和8年度予算の成立を前提としており、事業実施には予算について県議会の議決が必要

県民まちなみ緑化事業（第5期）の制度見直し

次期事業展開の方向性（第4期評価・検証報告書より）

制度見直し

1 多様な実施主体による事業活用の推進

- 民間事業者による緑化活動に対する積極的支援
- 非地縁型コミュニティによる取組への支援（「住民団体」要件の見直し）
- 市町が住民や民間事業者と連携協力して実施する緑化事業への幅広い支援

2 質（期待される効果）の高い都市緑化に対する重点支援

- 都市部（人口集中地区、市街化区域等）における質の高い緑地整備に対する補助拡充

3 より活用しやすい制度への改善

- 全ての補助メニューがより多くの者に活用されるよう、補助要件、補助対象等を再整理

4 異常高温対策に寄与する緑地整備への支援

- 夏季の異常高温の対策に寄与する緑の整備に対する積極的支援

5 持続可能な維持管理のための支援

- 維持管理の負担を軽減する用具（自動散水装置、ロボット芝刈り機等）の設置・導入を積極的に支援
- 枯損した緑の復旧、故障した用具の修理等への支援

「住民団体」要件の見直し

（現 行）概ね10人以上で構成された自治会、緑化活動団体等
（見直し後）概ね5人以上で構成されたグループ（代表者は県内在住、在勤又は在学に限る）

「一般緑化」メニューに「官民連携」区分を設定

- ・市町が住民や企業等と連携（※）して実施する緑化事業に係る費用を補助 ※植栽、維持管理等に住民や企業等が参画するもの
- 補助率：1/2 ○補助限度額：640万円（6.4千円／㎡）

高質な都市緑化に対する補助拡充

- ・都市部における質の高い緑地整備（※）に対して補助を拡充 ※公開性、緑化面積、高木の本数・樹種、暑さ対策への貢献度等を評価
- 対象地域：市街化区域・人口集中地区
- 対象メニュー：一般緑化、ひろばの芝生化、屋上・壁面緑化
- 補助率の拡充：個人・法人 [通常] 1/2 → [高質化] 2/3
- 限度額の拡充：住民団体 [通常] 400万円 → [高質化] 600万円
(※一般緑化の場合) 個人・法人 [通常] 250万円 → [高質化] 500万円

「都心緑化」メニューの補助拡充

- 対象者：現行の協議会に加え、一の法人でも申請を可とする
- 補助率：（現行）1/2 → （見直し後）2/3
- 限度額：（現行）2,500万円 → （見直し後）3,300万円

補助要件・補助対象の一部見直し

- ・都市部（市街化区域・人口集中地区）を対象に要件等を一部緩和
「一般緑化」…将来、緑地に供される場合、植栽基盤整備のみを補助
「屋上・壁面緑化」… 視認性等の補助要件を撤廃

維持管理の負担を軽減するための補助拡充

- ・維持管理の負担を軽減する用具（自動灌水装置等）を導入する場合の補助限度額加算を、現行の「校庭の芝生化」に加え、「一般緑化」、「ひろばの芝生化」でも実施（ロボット芝刈り機、雨水貯留タンクも補助限度額加算の対象に追加）
- ・枯損した高木の復旧、用具の修理等への補助

高質な都市緑化に対する補助拡充の内容

① 一般緑化

		通常	高質な都市緑化
補助率	住民団体	10/10	同左
	個人・法人	1/2	2/3
補助限度額	住民団体	400万円	600万円
	個人・法人	250万円	500万円

② ひろばの緑化

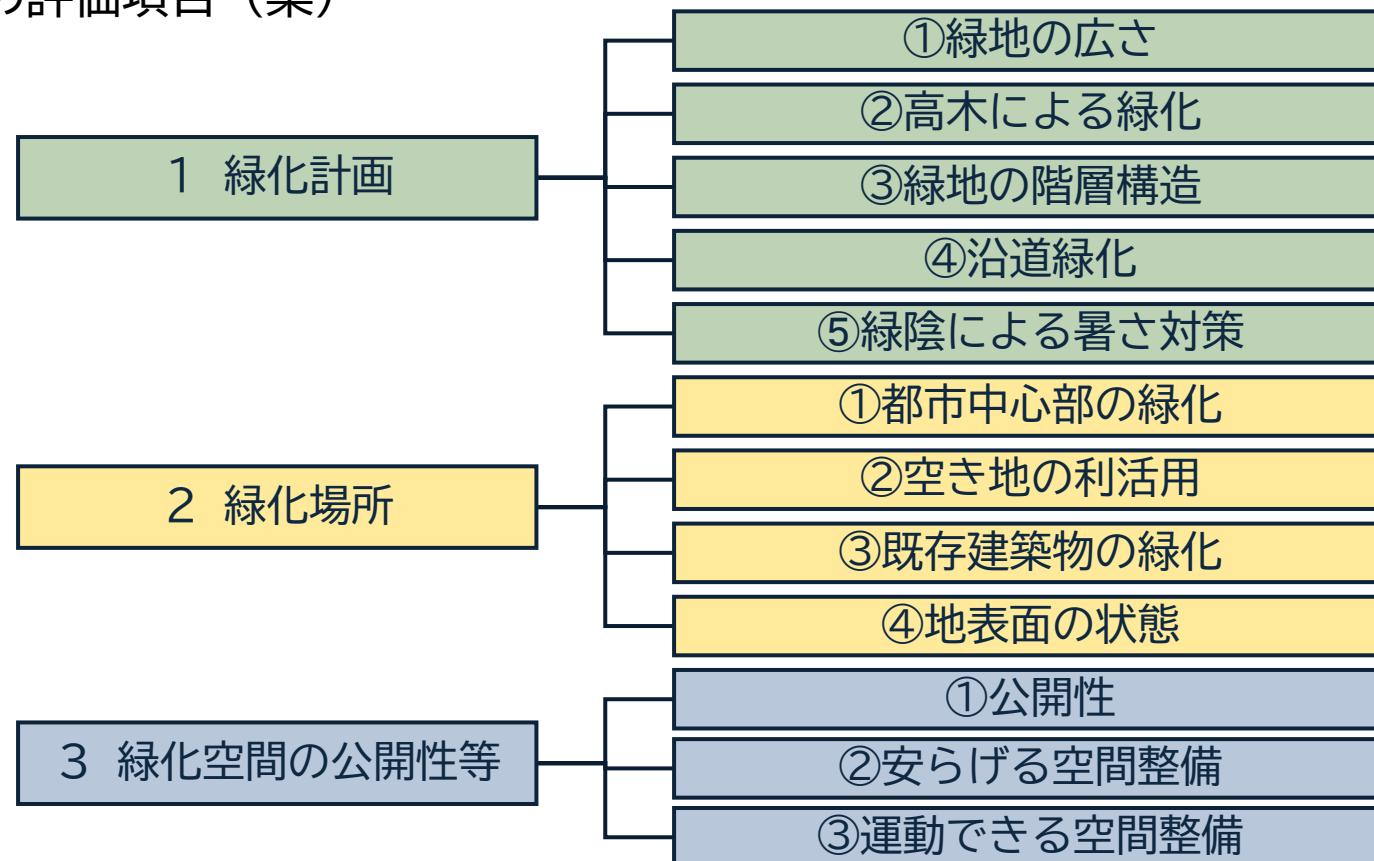
		通常	高質な都市緑化
補助率	住民団体	10/10	同左
	個人・法人	1/2	2/3
補助限度額	住民団体	400万円	600万円
	個人・法人	250万円	500万円

③ 屋上緑化（樹木による緑化）

		通常	高質な都市緑化
補助率		1/2	2/3
	補助限度額	250万円	480万円

「高質な都市緑化」認定基準の考え方

- 次の(1)及び(2)のいずれも満たす場合に、「高質な都市緑化」と認定し、拡充した補助率及び補助限度額を適用する
 - (1) 事業実施箇所が市街化区域or人口集中地区にあるもの
 - (2) 緑化計画等について、次頁以降の基準に基づき評価し、合計得点が次の点以上
 - 【一般緑化】 15点 【ひろばの芝生化】 10点 【屋上緑化（樹木による緑化）】 10点
- 認定基準の評価項目（案）



制度運用しやすいよう、定性的な内容は避け、申請者・審査者双方が客観的・事務的に判断できるような基準とする

「高質な都市緑化」認定基準の項目（1/4）

注) プランターによる面積、植樹本数は含まない

カテゴリー	評価項目	評価基準	配点											
1 緑化計画	① 緑地の 広さ	<p>緑化面積が下記の範囲</p> <table> <tr> <td>一般緑化</td> <td>600m²以上</td> <td>600m²以上 注)</td> </tr> <tr> <td>ひろばの芝生化</td> <td>1,800m²以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物の屋上緑化</td> <td>200m²以上</td> <td></td> </tr> </table>  	一般緑化	600m ² 以上	600m ² 以上 注)	ひろばの芝生化	1,800m ² 以上		建築物の屋上緑化	200m ² 以上		5		
一般緑化	600m ² 以上	600m ² 以上 注)												
ひろばの芝生化	1,800m ² 以上													
建築物の屋上緑化	200m ² 以上													
	<p>緑化面積が下記の範囲</p> <table> <tr> <td>一般緑化</td> <td>400m²以上</td> <td>600m²未満</td> <td>600m²未満 注)</td> </tr> <tr> <td>ひろばの芝生化</td> <td>1,200m²以上</td> <td>1,800m²未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物の屋上緑化</td> <td>100m²以上</td> <td>200m²未満</td> <td></td> </tr> </table>	一般緑化	400m ² 以上	600m ² 未満	600m ² 未満 注)	ひろばの芝生化	1,200m ² 以上	1,800m ² 未満		建築物の屋上緑化	100m ² 以上	200m ² 未満		3
一般緑化	400m ² 以上	600m ² 未満	600m ² 未満 注)											
ひろばの芝生化	1,200m ² 以上	1,800m ² 未満												
建築物の屋上緑化	100m ² 以上	200m ² 未満												
2 緑化実施	② 高木によ る緑化	<p>高木（外来種は除く）を 計10本以上植樹する 注)</p>  	5											
		<p>高木（外来種は除く）を 計5本以上10本未満植樹する 注)</p>	3											

「高質な都市緑化」認定基準の項目 (2/4)

注) プランターによる植栽は含まない

カテゴリー	評価項目	評価基準	配点
1 緑化計画	③ 緑地の階層構造	緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層及び草本層（多年草、芝生等）の2層がある 注)	5
		 	
	④ 沿道緑化	緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層又は草本層（多年草、芝生等）のいずれか1層がある 注)	3
		 	
	⑤ 緑陰による暑さ対策	主要な接道部の沿道緑化率(※)が75%以上 ※沿道緑化率… 高木又は中低木による接道部緑化長さ／接道部長さ 注)	5
		 	
	⑤ 緑陰による暑さ対策	主要な接道部の沿道緑化率が50%以上75%未満	3
	⑤ 緑陰による暑さ対策	夏の暑さ対策として、クールスポットになり得る緑陰施設（ベンチを併設した高木やパーゴラ等）を設ける	5
		 	

「高質な都市緑化」認定基準の項目（3/4）

カテゴリー	評価項目	評価基準	配点
2 緑化場所	① 都市中心部の緑化	緑化する場所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域である	5
	② 空き地の利活用	100m ² 以上の空き地（※）を整備して緑化する ※空き地… 宅地化された土地又それに近接する土地で、現に利用されていない土地	5
	③ 既存建築物の緑化	既存建築物の屋上（非緑化部）を緑化する	5
	④ 地表面の状態	緑化する場所の地表面（従前）の75%以上がアスファルト、コンクリート等である 緑化する場所の地表面（従前）の50%以上75%未満がアスファルト、コンクリート等である	3

「高質な都市緑化」認定基準の項目（4/4）

評価項目	評価基準	配点
3 緑化空間の公開性等	① 公開性 緑化空間に不特定多数の県民が自由に入り出しが可能である	 
	② 安らげる 空間整備 3-①に適合し、かつ、ベンチ等の休憩施設を整備する	 
	③ 運動できる 空間整備 3-①に適合し、かつ、散歩ができる遊歩道や運動利用ができる広場などを整備する。	 